

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | | |
|-----------|---|----------------------------------|
| 化学品の名称 | : | シアン標準液 0.01mg CN/mL (10ppm) |
| SDS コード | : | N1-02 |
| 供給者の会社名称 | : | |
| 林純薬工業株式会社 | | |
| 住所 | : | 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号 |
| 電話番号 | : | 06-6910-7305 |
| E-mail | : | shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp |
| URL | : | https://direct.hpc-j.co.jp/ |
| 緊急連絡電話番号 | : | 06-6910-7305 |
| 推奨用途 | : | 試験研究用 |
| 使用上の制限 | : | 人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事 |

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

| | | | |
|--------------------|-----------|---------------|----------|
| 物理的危険性 | 爆発物 | 分類できない | |
| | 可燃性ガス | 区分に該当しない | |
| | エアゾール | 分類できない | |
| | 酸化性ガス | 区分に該当しない | |
| | 高圧ガス | 区分に該当しない | |
| | 引火性液体 | 分類できない | |
| | 可燃性固体 | 区分に該当しない | |
| | 自己反応性化学品 | 分類できない | |
| | 自然発火性液体 | 分類できない | |
| | 自然発火性固体 | 区分に該当しない | |
| | 自己発熱性化学品 | 分類できない | |
| | 水反応可燃性化学品 | 分類できない | |
| | 酸化性液体 | 分類できない | |
| | 酸化性固体 | 区分に該当しない | |
| | 有機過氧化物 | 分類できない | |
| | 金属腐食性化学品 | 区分 1 | |
| | 鈍性化爆発物 | 分類できない | |
| | 健康有害性 | 急性毒性 (経口) | 区分に該当しない |
| | | 急性毒性 (経皮) | 分類できない |
| | | 急性毒性 (吸入: 気体) | 区分に該当しない |
| 急性毒性 (吸入: 蒸気) | | 分類できない | |
| 急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) | | 分類できない | |
| 皮膚腐食性/刺激性 | | 区分 1 | |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分 1 | |
| 呼吸器感作性 | | 分類できない | |
| 皮膚感作性 | | 分類できない | |
| 生殖細胞変異原性 | | 分類できない | |
| 発がん性 | | 分類できない | |
| 生殖毒性 | | 分類できない | |

| | | |
|-------|------------------|----------|
| 環境有害性 | 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 区分に該当しない |
| | 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分に該当しない |
| | 誤えん有害性 | 分類できない |
| | 水生環境有害性 短期(急性) | 分類できない |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) | 分類できない |
| | オゾン層への有害性 | 分類できない |

絵表示
(GHS JP)



GHS05

| | |
|----------------|--|
| 注意喚起語 (GHS JP) | : 危険 |
| 危険有害性 (GHS JP) | : 金属腐食のおそれ (H290) 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314) |
| 注意書き (GHS JP) | |
| 安全対策 | : 他の容器に移し替えないこと。(P234) 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264) 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280) |
| 応急措置 | : 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331) 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) 直ちに医師に連絡すること。(P310) 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363) 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。(P390) |
| 保管 | : 施錠して保管すること。(P405) 耐腐食性/耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406) |
| 廃棄 | : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501) |

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS RN |
|----------|------------|-----|----------|--------|-----------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| シアン化カリウム | 約 0.0025% | KCN | (1)-1086 | 既存化学物質 | 151-50-8 |
| 水酸化カリウム | 約 0.63% | KOH | (1)-369 | 既存化学物質 | 1310-58-3 |
| 水 | 約 99.3675% | H2O | - | - | 7732-18-5 |

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断/手当てを受けること。

- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に
消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な
保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業
する。
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十
分にする。
- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。
作業所の十分な換気を確保する。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

保管

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。
- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。
ガラス製、陶器製容器での貯蔵禁止。
- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。
- 保管温度 : 冷蔵保管

8. ばく露防止及び保護措置

| 成分名 | 管理濃度(厚生労働省) | 許容濃度(産衛学会) | |
|----------|---------------------------|------------|---------------------------|
| | | 基準値 | 許容濃度 上限 |
| シアン化カリウム | 3 mg/m ³ CNとして | - | 5 mg/m ³ CNとして |
| 水酸化カリウム | - | - | 2 mg/m ³ |

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴
- 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
- 呼吸用保護具 : シアン化水素用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 外観 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : 無臭
- pH : 12.9 (25°C)
- 融点 : データなし
- 凝固点 : データなし
- 沸点 : データなし
- 引火点 : データなし
- 自然発火点 : データなし
- 分解温度 : データなし
- 可燃性 : データなし
- 蒸気圧 : データなし
- 相対密度 : データなし
- 密度 : 1.0 g/cm³ (20°C)
- 相対ガス密度 : データなし
- 溶解度 : データなし
- n-オクタノール/水分係数(Log Pow) : データなし
- 爆発限界 (vol %) : データなし
- 動粘性率 : データなし
- 粒子特性 : データなし

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---|
| 反応性 | : データなし |
| 化学的安定性 | : 通常の取扱い条件では安定である。空気中の二酸化炭素と徐々に反応して微量のシアン化水素を発生するおそれがある。 |
| 危険有害反応可能性 | : 加熱すると分解して、シアン化水素、窒素酸化物を発生する。酸、アルカリ性炭酸塩と接触すると有毒なシアン化水素を発生する。強酸化剤と反応する。 |
| 避けるべき条件 | : 日光、熱、酸、アルカリ性炭酸塩、強酸化剤との接触。 |
| 混触危険物質 | : 酸、アルカリ性炭酸塩、強酸化剤 |
| 危険有害な分解生成物 | : シアン化水素、窒素酸化物 |

11. 有害性情報

| 製品として | |
|------------------|---|
| 急性毒性(経口) | 区分に該当しない |
| 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| 急性毒性(吸入) | 蒸気:分類できない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 1 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 1 |
| 呼吸器感受性 | 分類できない |
| 皮膚感受性 | 分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分に該当しない |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分に該当しない |
| 誤えん有害性 | 分類できない |
| シアン化カリウム | |
| 急性毒性(経口) | ラットを用いた経口投与試験の LD50=10 mg/kg、7.49 mg/kg (CICAD 61 (2004)) の内、低い値を用いて、区分 2 とした。 |
| 急性毒性(経皮) | ウサギを用いた経皮投与試験の LD50=22.3 mg/kg (CICAD 61 (2004)) から、区分 1 とした。 |
| 急性毒性(吸入:気体) | GHS の定義による固体であるため、ガスでの吸入は想定できず、分類対象外とした。 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | データなし。 |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | データなし。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | シアン化カリウムのデータはないが、「Cyanide is slightly irritating to the skin and eye」(CICAD (2004)) という記述があることから、区分 3 とした。なお、本物質は弱酸と強塩基の塩であるため、その水溶液は pH 11.5 を超えると予想されるが、調査範囲内に明確な pH の記述がないため、pH に基づいた区分は行わなかった。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | 政府による分類では以下の理由により「区分 2A-2B」であるが、NITE において区分 2A とした。シアン化カリウムのデータはないが、シアン化物としてのデータに「conjunctival hyperaemia with mild chemosis, lacrimation, photophobia, and tingling sensation」(CICAD (2004)) という記述があることから、区分 2A-2B としたが、安全性の観点から区分 2A とする方が望ましい。なお、本物質は弱酸と強塩基の塩であるため、その水溶液は pH 11.5 を超えると予想されるが、調査範囲内に明確な pH の記述がないため、pH に基づいた区分は行わなかった。 |
| 呼吸器感受性 | データなし。 |
| 皮膚感受性 | データなし。 |
| 生殖細胞変異原性 | CICAD 61 (2004) の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞/体細胞 in vivo 変異原性試験なし、生殖細胞/体細胞 in vivo 遺伝毒性試験なし、in vitro 変異原性試験で複数指標の(強)陽性結果なしであることから分類できないとした。 |
| 発がん性 | データなし。 |
| 生殖毒性 | データ不足により、分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | ヒトについては「摂取後昏睡と徐呼吸に陥った」、「パーキンソン症候群を示した。剖検で |

| シアン化カリウム | |
|------------------|---|
| | は淡蒼球と被核に最も重い障害が見られた」、「1 時間以内に昏睡、無呼吸、代謝性アシドーシス及び痙攣が発生した」(HSDB (2000))等の記述があることから、中枢神経系が標的臓器と考えられた。また脳(大脳)への障害も報告されているが、「この報告はシアン化合物の毒性による初めてのパーキンソン病の臨床学的報告である。」の記載があり、同様のデータがないので、一般的であると判断せず、標的臓器としては、中枢神経系とした。以上より分類は区分 2(中枢神経系)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 実験動物では「腎臓、肝臓、及び甲状腺に変化が見られた。近位尿細管上皮細胞の水腫変性を反映していると思われる細胞質空胞化が記載されている。」「脊髄前角上の球状体、海馬の神経細胞喪失、プルキンエ細胞障害および小脳物質の欠損をも含む神経病理学的所見」(CICAD 61 2004)等の記述があることから、甲状腺、腎臓、肝臓、脾臓、中枢神経系が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分 1 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分 1(甲状腺、腎臓、肝臓、脾臓、中枢神経系)とした。 |
| 誤えん有害性 | データなし。 |
| 水酸化カリウム | |
| 急性毒性(経口) | ラットの LD50 値として、273 mg/kg、365 mg/kg (いずれも SIDS (2004))との報告があり、1 件が区分 3、1 件が区分 4 に該当する。有害性の高い区分を採用し、区分 3 とした。 |
| 急性毒性(経皮) | データ不足のため分類できない。 |
| 急性毒性(吸入:気体) | GHS の定義における固体である。 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | GHS の定義における固体である。 |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 固体の本物質は腐食性を示すとの記載 (SIDS (2004))がある。ヒトの皮膚へのばく露で、III 度の薬傷を生じた事例や電池の電解液 (本物質 25%含有)により小穿孔を伴う組織の腐食がみられた事例 (いずれも SIDS (2004))がある。ウサギを用いた複数の皮膚刺激性試験で腐食性を示すとの記載 (SIDS (2004)、ECETOC TR66 (1995))がある。又、本物質の水溶液の pH は約 13 で、強アルカリ性を示すとの記載 (産衛学会許容濃度の提案理由書 (1978)、PATTY (6th, 2012))がある。試験によりばく露時間が異なるため細区分はせず、区分 1 とした。なお、EU CLP 分類において本物質は Skin Corr. 1A, H314 に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on August 2017))。本物質は「労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病」に、皮膚障害を起こす化学物質として記載されている。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/刺激性 | 皮膚腐食性/刺激性が区分 1 に分類されている。本物質は 2.0%以上の濃度で眼に対して腐食性を示すとの記載 (SIDS (2004))があり、ウサギを用いた眼刺激性試験で強い腐食性との記載 (SIDS (2004))がある。又、本物質の水溶液の pH は約 13 で、強アルカリ性を示すとの記載 (産衛学会許容濃度の提案理由書 (1978)、PATTY (6th, 2012))がある。よって、区分 1 とした。なお、本物質は「労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病」に、前眼部障害を起こす化学物質として記載されている。 |
| 呼吸器感受性 | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感受性 | モルモットを用いた皮膚感受性試験で陰性との記載や、カリウムイオン (K+) 及び水酸化物イオン (OH-) は生体内に元から存在するので皮膚感受性の原因とは考えにくいとの記載 (いずれも SIDS (2004))があるが、試験の詳細が不明でありヒトにおける報告もないため、分類できないとした。 |
| 生殖細胞変異原性 | ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。本物質に関する in vivo データはなく、in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性である (SIDS (2004))。SIDS (2004) は、本物質、水酸化ナトリウム (CAS 番号 1310-73-2)、塩化カリウム (CAS 番号 7447-40-7)、炭酸カリウム (CAS 番号 584-08-7) の包括的な情報から変異原性について評価している。すなわち、水酸化ナトリウムは in vivo において、マウス骨髄細胞の小核試験、マウス卵母細胞の染色体異常試験で陰性の結果があり (SIDS (2004))、in vitro では被験物質の培地における高い pH や浸透圧の artifacts による影響を除けば、水酸化ナトリウム、塩化カリウム、炭酸カリウムは細菌の復帰突然変異試験で、塩化カリウムは哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で、炭酸カリウムは哺乳類培養細胞の染色体異常試験で、いずれも陰性である (SIDS (2004))。以上より、SIDS (2004) はこれらの物質には遺伝毒性がないと考えられるとの見解を示している。 |

| 水酸化カリウム | |
|-----------------|--|
| 発がん性 | マウスの皮膚に本物質の3~6%水溶液を25~46週間適用した結果、適用部位局所に腫瘍(発生率: 約15%)がみられた(SIDS(2004)、PATTY(6th, 2012))が、SIDSによれば信頼性ランク3の報告である。この皮膚腫瘍は重度の皮膚損傷の結果生じた間接的な細胞増殖によるもので、反復刺激及び持続性炎症がもたらした二次的な非遺伝毒性機序によると考えられている(SIDS(2004))。また、ヒトに外挿可能なばく露条件下で、本物質が発がん性があるという証拠はないと結論されている(SIDS(2004))。以上、SIDSでは本物質はヒトでは発がん性を示す証拠はないと結論されているが、信頼性のある試験データはなく、国際機関による分類結果もない。したがって、データ不足のため分類できないとした。 |
| 生殖毒性 | 本物質自体のデータはないが、カリウムイオンの生殖発生影響に関しては塩化カリウム及び炭酸カリウムを用いた試験報告がある。すなわち、塩化カリウムをマウス又はラットに経口投与した1世代試験において、マウスで235 mg/kg/dayまで、ラットで310 mg/kg/dayまで親の生殖及び出生児への影響はみられなかった(SIDS(2004))。また、炭酸カリウムを妊娠マウス又は妊娠ラットの器官形成期に経口投与した発生毒性試験において、マウスで290 mg/kg/dayまで、ラットで180 mg/kg/dayまで親動物、胎児ともに影響はみられなかった(SIDS(2004))。SIDSは非刺激性の用量/濃度では本物質に対する生殖発生影響はないと考えられると結論している(SIDS(2004))。以上、カリウム塩を用いた生殖発生毒性試験において、カリウムイオンによる有害な生殖発生影響は検出されなかったが、親動物に一般毒性影響が発現する用量まで投与されておらず、影響を評価する上で投与量が十分であったとは言い難い。したがって、データ不足のため分類できないとした。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 本物質は皮膚、粘膜に対して強アルカリとして作用して、粉じん又はミストの吸入ばく露により上気道の刺激及び組織障害を起こし、鼻中隔の傷害や肺水腫を生じる可能性もあると記載されている(ACGIH(7th, 2001)、SIDS(2004)、PATTY(6th, 2012)、産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。したがって区分1(呼吸器)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | ヒトについては、本物質の粉じん、ミストの吸入によって起こる障害は、主に上部気道の炎症であり、慢性的な作用によって鼻中隔に潰瘍を生じることが注意されている。ただし、空气中濃度と障害発生に関する調査・研究の報告はない(産衛学会許容濃度の提案理由書(1978))。粉じんあるいはミストのばく露によって、おそらく眼及び気道の刺激、鼻中隔の病変を生じる(ACGIH(7th, 2001))。以上のように十分な情報はないが、本物質は、アルカリ性物質であり吸入により呼吸器に炎症性の影響を起こすことは明白であることから、区分1(呼吸器)とした。なお、ヒトについて症例報告、疫学調査の情報が得られなかったものの、上記情報源の記載を採用したことから、旧分類と分類結果が異なった。 |
| 誤えん有害性 | 本物質を非意図的又は自殺目的で経口摂取した死亡例で、死因の一部に食道から気管への誤嚥、肺炎などがある(ACGIH(7th, 2001))との記述、及びアルカリの気道への誤嚥は喉頭、気管・気管支、肺に致命的な傷害を生じる(SIDS(2004))との記述から、本項は区分1とした。 |

12. 環境影響情報

| 製品として | |
|----------------|---|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 分類できない |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 分類できない |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壤中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |
| シアン化カリウム | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | 甲殻類(ミシドシュリンプ)の96時間LC50=0.113mg/L(ECETOC TR91, 2003)から、区分1とした。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 急性毒性が区分1、水中での挙動および生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。 |
| 水酸化カリウム | |
| 水生環境有害性 短期(急性) | 信頼性のある急性毒性データが得られていない。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | データなし |

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 3266
- 正式品名 (IMDG) : CORROSIVE LIQUID, BASIC, INORGANIC, N.O.S.
- 容器等級(IMDG) : II
- 輸送危険物分類 (IMDG) : 8
- 危険物ラベル (IMDG) : 8
- クラス(IMDG) : 8
- 特別規定 (IMDG) : 274
- 包装要件(IMDG) : P001
- IBC 包装要件(IMDG) : IBC02
- ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T11
- 輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP2、TP27
- 積載区分 (IMDG) : B
- 特性および観察結果 (IMDG) : Reacts violently with acids. Causes burns to skin, eyes and mucous membranes.
- 緊急時応急措置指針番号 : 154

航空輸送(IATA)

- 国連番号 (IATA) : 3266
- 正式品名 (IATA) : Corrosive liquid, basic, inorganic, n.o.s.
- 容器等級 (IATA) : II
- 輸送危険物分類 (IATA) : 8
- 危険物ラベル (IATA) : 8
- クラス (IATA) : 8
- PCA 微量危険物(IATA) : E2
- 特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) : Y840
- 特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA) : 0.5L
- PCA 包装要件(IATA) : 851
- 特別管制区(PCA)最大積載量(IATA) : 1L
- CAO 包装要件(IATA) : 855
- 貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA) : 30L
- 特別規定(IATA) : A3、A803
- ERG コード (IATA) : 8L

海洋汚染物質 : 非該当

国内規制

- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
- 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 緊急時応急措置指針番号 : 154
- 特別な輸送上の注意 : 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令

国内法令

- 労働安全衛生法 : 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
- 毒物及び劇物取締法 : 毒物(指定令第1条)
無機シアン化合物及びこれを含有する製剤

| | |
|----------------------|---|
| 水質汚濁防止法 | : 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) |
| 消防法 | : 貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10五別表1ー8・平元省令第2号第1条) |
| 大気汚染防止法 | : 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) |
| 外国為替及び外国貿易法 | : 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 船舶安全法 | : 腐食性物質(危規則第2, 3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | : 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 港則法 | : その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) |
| 道路法 | : 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | : 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) |
| 下水道法 | : 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4) |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | : 非該当 |
| 労働基準法 | : 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) |
| 土壌汚染対策法 | : 特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条) |

16. その他の情報

| | |
|--------|---|
| 参考文献 | : 17524 の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会) |
| その他の情報 | : この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。 |